

議第九十二号

徳山ダム上流域の山林の取得について

県は、徳山ダム上流域の公有地化を推進するため、次の山林の取得（共有持分の取得を含む。）をするものとする。

令和元年六月十一日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 所在地 揖斐郡揖斐川町開田字ノンド五二七番三ほか一八筆
- 二 取得予定面積 六、八七七、〇八五・一三平方メートル（うち、共有持分の取得に係る山林の面積は、六、八七七、〇八五・一三平方メートル（共有持分の取得に係る山林の筆ごとの面積に当該筆に係る県が取得する共有持分の割合を乗じて得た数に相当する面積の合計は、七八、〇七五・一〇平方メートル））
- 三 所有者 加藤昇ほか二名
- 四 取得予定金額 八、六六六、三〇八円
- 五 取得の方法 買収